

# 令和5年度 病院勤務医の負担軽減及び処遇改善計画

名古屋大学医学部附属病院

項目		具体的な取組内容	目標達成年次	
施設基準上、必要な項目	医師事務作業補助者	初診時の予診の実施	一部診療科の初診患者に問診票を記載いただき、記載された問診情報と患者持参の紹介状の要約を電子カルテへ入力している。	一部実施済み (令和5年度も継続)
	看護師及び検査技師	静脈採血等の実施	病棟では看護師が静脈採血を実施しており、外来では中央採血室にて検査技師が静脈採血を実施している。	実施済み (令和5年度も継続)
	看護師	入院の説明の実施	入院案内センターを設置し、入院前に看護師により入院の説明を実施している。PFMの導入に向け、入院案内センターでの記録を整備し、パイロット病棟(診療科)での入院案内センターでの業務拡大(入院時支援加算の取得)を始めている。	実施済み (令和5年度も継続)
	—	検査手順の説明の実施	初回は検査オーダーをした医師により説明を行っているが、2回目からは医師事務作業補助者が案内している。初回の説明は動画を観ていただく等、事務でも対応可能にしていきたい。	検討中 (2回目以降は既に実施)
	薬剤師	服薬指導	全病棟に担当薬剤師を配置し、入院患者への薬学的指導を行っている。	実施済み (令和5年度も継続)
その他	助産師	入院決定	妊婦来院時は、医師を呼び医師の診察後入院決定を行っていたが、妊娠37週以降の正常分娩予定の妊婦の入院に関しては、助産師判断にて入院決定を行うよう、現在手順、電算システム等を調整している。	R5年度開始できるよう調整中
	薬剤師	術前中止薬の確認・説明業務の実施	耳鼻いんこう科、呼吸器外科、消化器外科1の外来患者を対象として、術前中止薬の確認・説明業務を行っている。	実施済み (令和5年度も継続)
	医師事務作業補助者	医師事務作業補助者の増員及び業務の集約化	令和5年6月より医師事務作業補助体制加算25対1の届け出となった。更なる増員の推進と職員の定着を目指す。医師事務作業補助者を充実させ、医師の事務作業負担軽減の貢献を目指していく。	一部実施済み (令和5年度も継続)
		がん登録データの入力補助	以前は医師が行っていたがん登録について、がん登録入力補助者(医師事務)が入力を行っている。	実施済み (令和5年度も継続)
	NCD入力補助者の雇用	平成23年1月より一般社団法人NCDが日本全国の外科系施設における外科症例の全数把握を目的としたデータベース作成を開始することとなり、当初は外科医師が入力を行っていたが、現在はNCD入力補助者を2名雇用、事務職員1名にて、11診療科分の入力業務を行っている。	実施済み (令和5年度も継続)	
言語聴覚士	侵襲性を伴わない嚥下検査と患者の嚥下状態等に応じた食物形態等の選択の実施	医師との適切な連携の下で、言語聴覚士が、患者の症状に合わせた適切な嚥下検査を選択・実施し医師に報告している。医師や関係職種との適切な連携の下で、言語聴覚士が、摂食嚥下機能の改善・悪化等の患者の状態にあわせて、訓練場面における食物形態を適宜選択している。	実施済み (令和5年度も継続)	

# 令和5年度 病院勤務医の負担軽減及び処遇改善計画

名古屋大学医学部附属病院

項目		具体的な取組内容	目標達成年次
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 リハビリテーションの説明の実施	運動、感覚、高次脳機能(認知機能を含む)、ADL等の評価等を行い、リハビリテーションに関する方針や手続きに係る各種書類の作成については、医師が最終的に確認又は署名することを条件に、療法士が書類を記載することや、当該書類について患者等への説明や交付を行っている。	実施済み (令和5年度も継続)
医師の勤務体制等に係る取り組み	施設基準上、検討が必要な項目 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	連続夜勤とならないよう勤務計画を作成している。	実施済み (令和5年度も継続)
	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	勤怠管理システムを導入し、兼業・副業先の労働時間を含めた勤務時間実績の把握ができるようになったため、令和6年度から勤務間インターバル制度を実施予定。	令和4年度から開始
	予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	手術の休日・時間外・深夜加算1を届出している心臓外科では、予定手術前日の夜勤は行わないよう勤務計画を作成している。	一部の診療科で実施済み (令和5年度も継続)
	当直翌日の業務内容に対する配慮	当直翌日は、外来診察や手術等の予定を入れないよう、業務内容に配慮している。	実施済み (令和5年度も継続)
	交替勤務制・複数主治医制の実施	以前より、基本的に複数主治医制(チーム制)にて、診療を行っている。また、一部勤務条件の厳しい部署では、交替制勤務を導入しており、病院勤務医の負担軽減を図るために、当直明けや週末の勤務に配慮がなされている。	複数主治医制・実施済み 交替勤務制・一部実施済み (令和5年度も継続)
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	フルタイム勤務職員に対し、育児と仕事の両立を支援するため、育児短時間勤務制度を導入し、より働きやすい勤務環境の整備を図っている。 (平成20年4月導入)	実施済み (令和5年度も継続)	
その他、勤務環境改善 その他	働き方改革の趣旨に基づく病院職員の業務についての方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者への病状説明等は平日8:30~17:15に行う。</li> <li>休日・平日夜間の診療については、当直・当番医師が対応する。</li> <li>救急診療は、症状が重く、緊急性の高い場合のみ対応する。</li> <li>会議時間は原則30分以内とし、報告事項が中心の会議はメール審議を活用する。また、参加者を絞って開催する。</li> </ul>	実施済み (令和5年度も継続)
	リフレッシュ休暇(夏季休暇)について	夏季休暇をリフレッシュ休暇に改め、付与される6日の取得単位を2日単位から1日単位に変更し、取得し易い休暇制度とした。	令和5年度から開始